

長浜市告示第9号

長浜市中小企業退職金共済制度等掛金補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第232号）の一部を次のように改正する

令和8年1月1日

長浜市長 浅見 宣義

第3条第3号中「平成15年1月1日以後において」を「令和8年3月31日以前に」に改める。

第5条第1項中「以内」を「後の日又は令和9年6月30日のいずれか早い日まで」に改める。

附則に次の1項を加える。

（告示の失効）

5 この要綱は、令和9年6月30日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。